

令和4年9月会議

川崎町議会定例会会議録

令和4年9月8日（第3号）

○出席議員（12名）

1番	佐藤清隆君	2番	遠藤雅信君
3番	佐藤昭光君	4番	高橋義則君
5番	沼田長一君	7番	神崎安弘君
8番	眞幡善次君	9番	的場要君
10番	生駒純一君	11番	佐藤新一郎君
12番	遠藤美津子君	13番	眞壁範幸君

○欠席議員（1名）

6番 大沼大名君

○説明のため出席した者

町長	小山修作君	副町長	奥山隆明君
総務課長	渡邊輝昭君	町民生活課長	高橋和也君
保健福祉課長	佐藤和彦君	地域振興課長	滝口忍君
教育長	相原稔彦君	学務課長	佐藤健君
代表監査委員	大松敏二君		

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤文典君	書記	佐藤由弥歌君
書記	佐藤明尚君		

○議事日程

令和4年川崎町議会定例会9月会議議事日程（第3日）

令和4年9月8日（木曜日）午前10時開議

日程第1． 会議録署名議員の指名

日程第2． 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

開議の宣告

○議長（眞壁範幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、携帯電話は電源を切るかマナーモードへの設定をお願いします。

6番大沼大名君から、会議規則第2条の規定により、本日の本会議を欠席する旨、届出があります。

議事日程の報告

○議長（眞壁範幸君） 本日の議事は、あらかじめお配りしてある議事日程に従って進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（眞壁範幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 神 崎 安 弘 君

8番 眞 幡 善 次 君

を指名します。

本日の会議の書記として、佐藤文典、佐藤由弥歌、佐藤明尚を選任します。

日程第2 一般質問

○議長（眞壁範幸君） 日程第2、一般質問を行います。

再質問に関しては、挙手の上、質問願います。挙手がなければ次の質問に移りますので、ご了承ください。

順番に発言を許します。

通告第4号、12番遠藤美津子さん。

【12番 遠藤美津子君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、子供の弱視の早期発見について質問願います。

○12番（遠藤美津子君） おはようございます。12番遠藤美津子でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、子供の弱視の早期発見について伺います。

生まれたばかりの子供ははっきりと物が見えていないが、3歳頃までに急激に視覚が発達し、多くは6歳ごろまでに1.0以上の視力になる。視覚発達を遂げる視覚感受性期は6歳くらいまでで、その間に正常に脳の視覚領域が発達しなければ、眼鏡やコンタクトレンズを使用しても十分な視力を得られない弱視になる。

弱視を予防するには早期発見・早期治療が肝要である。厚生労働省が、眼鏡をかけても視力が出ない弱視を予防するため、目のピントが合っているかを調べる屈折検査を3歳児健診に導入するよう全国の市町村に促しています。本町の3歳児健診の視力検査用に弱視等の早期発見に向けた屈折検査機器の導入を検討すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 子供の弱視の早期発見について、12番遠藤美津子議員の質問にお答えします。

町の3歳児健診の視力検査に屈折検査機器の導入を検討すべきとの質問ですが、弱視とは、医学的に眼球に器質的異常がないか、あってもそれだけでは説明できない低視力、低い視力と定義されています。また、弱視になってしまうと、眼鏡をかけてもすぐにはよく見えるようにはならないとされています。

低年齢の弱視の発見に効果的であるとされているのが、議員ご指摘の屈折検査であり、これは目のピントがあるために必要な度数・屈折を調べる検査で、近年、全国的にも導入を検討する動

きが出ていると承知しております。

川崎町におきましては、3歳6か月児健診において視覚検査を実施しておりますが、検査の基本的な流れは、まず家庭での視力検査と問診票による1次検査を行います。家庭でスムーズに検査ができなかった場合などは、健診会場で保健師がサポートしながら検査を行っております。検査の結果、左右の目いずれかでも0.5の視力が確認できなかったり、問診票の質問に1つでも該当するなどの所見があった場合は健診医、お医者さんが診察を行い、この2次検査により異常があると認められた場合は、専門の眼科医による精密検査につなげております。こうしたことから、これまでの健診方法で特に支障はないものと考えております。

また、1年間の健診対象人数が40人ほどと少ない割に検査機器の購入費用が高額であること、耐用年数が5年から6年と短いことなどの理由から、費用対効果を見極めるために、もう少し情報収集に努めてまいります。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） 3歳児健診の流れ、川崎町の家庭でやられてから、また町のほうでということではありますが、家庭の検査からなかなかきちんとした結果を、子供は読み取れないという、見逃しが多いという結果もあるようです。

今回、日本眼科学会の目の病気について調べてみました。約44種類、随分あるんだなと、驚いたわけですが、まして子供に関しては今回、今言われたように、機器を導入して取り組んでいる団体がとにかく増えております。このデータを見ますと大体50人に1人がその弱視と判定されているということでもあります。このことによって、早期発見につながるということで、国もこの機器導入のところには半分補助をすることを確定して進んでおります。

確かに機器の耐用年数、機械の種類も様々のございますが、大体7年ぐらいがその機器の耐用年数ということも分かっておりますが、やはり子供の健康、ましてやこの川崎町、確かに少ない、子供さん、担っているわけです。1人も見逃しのないように、やはりこういう機会にぜひ町もこの屈折検査方法を使って早期発見につなげていっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 今回の遠藤議員さんの提案で、担当課ではかなり情報を集めたり確認したと思うのですが、そういった中で、保健師さんがこれまでサポートしてきて問題がないのではないかという判断をされたのだと思うのです。保健師の方々は、意外とこういったものが必要ですよと遠慮なく言ってくれる方々が多いので、そういった中で課長と意見交換をしたのだ

と思いますから、課長からちょっと説明をお願いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） それでは、今町長からも、相談の内容ということなのですが、現場サイドの意見も踏まえてお話をしたいと思います。

確かに視力検査だけでは目の異常を見逃してしまうおそれがあるのではないかということなので、屈折検査という機器を導入すること自体は否定はできない。むしろないよりはあったほうが良いという議論になります。

ところが、機器が先ほど議員からも話があったように、100万から150万円の機器だということ、それから精密機器でありますからメンテナンス、それ以降の管理、その使用方法等々を考慮すると、今の費用対効果はどうなのだろうか、もう少し県内の市町村の動向も見定めて検証しながら様子を見たいという結果でございました。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） いろいろ調べていただきました。ありがとうございます。

子供のこの目のことなのですけれども、現在、幼稚園に限らず、子供の近視、スマホやゲームの長時間の使用などから、小学生の視力低下も増えているようです。それで、この屈折機器は、3歳児健診が一番理想な時期であると思いますけれども、例えば入学のときの検査なんかにも私は使えるんじゃないかなと。これからどんどんそういう使い方の方法も、またいろいろ情報が入ってくると思います。3歳児だけに限らず、そういうことも考えれば価値はあると思います。確かに100万から150万円、国が半分を持ちますということで各市町村も導入に、今、宮城県も大分増えてきている状況であります。

ぜひそのこともいろいろ踏まえながら検討して、利用価値等々も含めて、子供の健康に関わる、本当にその機器を使えば、瞬時に分かるそうであります。何時間、何十分もかからず何秒ですぐ見分けがつく、もう優れた機器ということで、ぜひ検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 担当や保健師からすれば、精密機械でメンテナンスなんかも大変だということもあるのだと思います。いずれにしても、やはり導入している町に行ってしっかりと視察というか、確認というか、勉強をして、導入すべきなのか、担当のほうで判断できる時間と情報をもう少しいただきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、カーボンニュートラル実現について質問願います。

○12番（遠藤美津子君） それでは、カーボンニュートラル実現について質問をさせていただきます。

この4月から施行の改正地球温暖化対策推進法は脱炭素社会に向け、自治体は企業と連携を深めるとともに、地域社会や学校なども一緒になって日常のあらゆる面の対応を試行・模索しながら、省エネへの協働実践が求められています。今、地域温暖化による気候変動が町民生活に重大な影響をもたらしております。そういう中であって、脱炭素社会の機運醸成を図ることが喫緊の課題であります。そこで、以下について町長の見解を伺います。

温室効果ガス排出抑制の方針について。

2点目、地域や家庭、学校などでの啓発について。

3点目、地元企業との連携について。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） カーボンニュートラル実現について、1点目の温室効果ガス抑制への方針についての質問であります。初めに日本の地球温暖化対策の枠組みとして、1999年4月、温室効果ガスの排出量を削減するため、国、地方自治体、企業などの責任と取組を定めた地球温暖化対策推進法が施行されました。その後、様々な計画などで削減目標が設定される中、2022年2月、この法律の一部を改正する法律が閣議決定されたところであります。

この法律の改正を受け、川崎町では2022年4月、第3次川崎町地球温暖化対策実行計画を策定し、役場本庁舎などの各公共施設における二酸化炭素排出量を削減させる方針を示しております。川崎町ではこれまでも基本的な省エネルギー対策に取り組むとともに、各公共施設の照明器具のLED化など、地球温暖化対策を推進しているところでありますが、本年度は山村開発センター3階ホールの照明器具LED化事業を実施し、さらなる二酸化炭素排出量の削減を進める予定であります。

2点目、地域や家庭、学校などでの啓発についての質問のうち、地域や家庭への啓発についてに関しては、川崎町の広報紙に定期的に省エネルギー対策の記事を掲載することに加え、適正なごみ分別などに関する内容も周知し、地域や家庭での二酸化炭素排出量削減に向けた啓発活動を展開しているところであります。

また、児童生徒が役場へ職場体験学習に来た際には、各集積所から集めたごみの分別の実体験や、仙南地域広域行政事務組合のごみ処理施設などの見学を通じて、物を大量に消費し生まれた廃棄物を大量に処理する従来の社会システムではなく、物を循環させ廃棄物を出さない循環型社

会の実現に向けた取組を体験するよう進めているところであります。

なお、2点目後半の学校などでの啓発についての質問につきましては、後ほど教育長から回答を申し上げます。

3点目、地元企業との連携についてにつきましては、今般の法律改正におきまして、企業においては地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ、脱炭素社会の実現に寄与することが示されております。このことから今後、地元企業の経営方針などを踏まえ、川崎町とどう連携していくべきか、様々な情報収集と情報交換などを通じ、カーボンニュートラルの実現に向けた検討を進めていきたいと考えております。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） 12番遠藤美津子議員の質問にお答えします。

学校等での啓発についてとの質問であります。現在、小中学校では教科指導において地球規模の環境問題やエネルギー問題、持続可能な社会の取組などを扱っています。具体的には小学校の社会科、中学校の社会科・理科・技術家庭科において指導を行っています。

その内容を見ますと、地球温暖化と気候変動、地球温暖化がもたらす世界的影響、資源エネルギー問題、世界各地の人々の生活と環境、自然環境の開発と保全などといった多くのテーマがあり、繰り返し学んでいます。

また、学校の日常生活では、節電や節水など身近にできる取組を指導・実践し、限りある資源を無駄なく活用する態度の育成に努めています。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） 近年のこの気候変動による夏の暑さ、そして線状降水帯による集中豪雨などなど、本当に今日もこのようなお天気で大雨にならないかなという心配を、皆さん誰もが今心配されている状況ではないかなと思っております。

回答にもありました、川崎町としましては川崎町地球温暖化対策実行計画を策定して進めております。これは事務事業の内容で、町だけの、町の庁舎内等々、町が使用している全てのところに対するエコ、温暖化対策でございます。

今、全国的に、国もそうですけれども、このSDGsの中でも4項目の、特にこの温暖化対策に対しては、重点施策として国のほうも打ち出して今、取組をしています。そういう中で、カーボンニュートラル宣言都市として、今いろんなところで宣言をされ、本格的なこの温暖化対策が始まっているところであります。

カーボンニュートラルは二酸化炭素の排出と吸収量をゼロにするという考え方の下、今始めら

れているところであります。このゼロカーボンシティを宣言をすることが、まず私は大事ではないかなと思いますけれども、町長の見解を伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 遠藤美津子議員の質問にお答えします。

今回、風力発電の計画などもありまして、それをお断りした状況もあります。自然を守っていきつつ開発との調和を取っていく、そういった意味でやはり遠藤議員がおっしゃるような宣言、これも町としてやはりしていく時代に入っているなどは感じております。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） ゼロカーボンシティ宣言、もう喫緊の大事な課題であります。難しいことは、頭で考える難しいことはないんですね。ということは、宣言するということは町民を巻き込む、もちろん町内の企業、そして町、そしてNPO等々を巻き込んでの、町挙げての取組でこの排出量を下げていくという内容になります。

正直、川崎町も森林の町で、それにおいてもNPOの、もうずっと活動している資源を生かす会、このたびのどんぐりの森さん等々が、100年先を目指したこのまちづくりを川崎のまちづくりに貢献をしております。この森林というのはすごいCO₂を削減、吸収するということもありますので、本当にこういうものに町が取り組まなければ、私はもう残念だなというふうに思います。そういうメンバーを入れながら、ゼロカーボンシティを早めに取り組んでいただきたいと思います。

環境省のこのゼロカーボンシティを宣言されたところ、宮城県も11、市と町かな、ちょっとデータを取ってきたので皆さんにご紹介したいと思います。昨年、2021年の時点では35道府県、193市、3特別区、79町、19村がこの宣言をされております。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明している町です。

今回、今年8月31日現在のデータでございます。これを見ますと、42都道府県、450市、20特別区、216町、38村ということで、本当に皆さん、危機感を抱き、町でできることをやらなければ生物多様性も含めてね、もう住めない、この地球になっていくということを考えると、本当に怖い、真剣に考えなきゃいけないと思います。

この喫緊、3年の、私も町でこの災害復旧にかかった金額を担当課に行って調べてまいりました。令和元年、台風19号からの内容ですけれども、農林課関係ですけれども、災害施設復旧、農業施設災害復旧、林業も含めて、かかっている額が2億5,800万円ということであります。あくまでもこの災害復旧にかかったお金でございます。それを補助金・負担金を引きます。1億

7,900万円、補助金・負担金を引きます。残った額、町の単費、どのくらい出ているかというところ、7,900万円、町の単費分として災害復旧に充てられているということでもあります。

このことを考えても、やはり町民も、そして地域挙げてのこの温暖化対策、ますます必要ではないかなと思っております。ぜひ町長、ゼロカーボンシティ宣言をされて温暖化対策に、ともに町民、企業、町、NPO法人等々を含めてのまちづくりを早速、甲斐していかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） このカーボンニュートラルの宣言、多くの国がやっていると伺っています。120か国以上でもうこれを宣言してしっかりやっ払いこう、また企業も、環境やそういったものをしっかり守るような企業でないとお金も集まらないというのが、世界的な流れのようです。まだまだ日本ではそれが浸透していないようではありまするが、やはり我々もそれをしっかりと宣言し、みんなで一生懸命それをやれることをこれから確認し合って進んでいかなければならないので、なるべく早くその宣言をして一緒に、議会の皆さんと町民の皆さんと企業の皆さんとやれることをやっていきたいと思ひます。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤美津子さん。

○12番（遠藤美津子君） 最後になります。学校関係のことで、学校施設も今、エコスクール・プラスということで国が取組を進めております。昨日も要議員の一般質問で古くなった学校の話もありました。これはこのエコスクール・プラスとも関連があります。

というのは、このエコスクール・プラスに認定されますと、学校をエコに対策を講じていく、例えば窓ガラスを二重サッシにする、太陽光発電を上げていく、網戸を設置する等々の改修の際に、国の4省にまたがるところから若干の補助が出て、使えるお金が出てくるということでございます。これに取り組んでいる学校ももう大分出てきているようであります。その辺、教育長、どのようにお考えなのか。

今後、そのエコスクール・プラスも導入して、学校も入れて町とみんなで取り組んでいくというのが、私は必要ではないかなと思ひます。プラスにもなりますし、子供の教育にも、本当に身近にエコを感じてもらえる、そういう施設もそうです、教育の中でもそうですし、プラスになることがたくさんあると思ひるので、その辺、教育長はどのようにお考えなのでしょう、お伺ひいたします。

○議長（眞壁範幸君） 教育長。

○教育長（相原稔彦君） お答えいたします。

遠藤議員からお話がありましたエコスクール・プラスですけれども、昭和10年代の後半から取組が始まって、恐らく平成20年代になりまして大分加速化してきた国の事業というふうに捉えております。以前見た資料では、宮城県内の取組は他県から比べてちょっと少ないなというふうな理解をしておりましたが、県内でも幾つかの町の学校が大規模な改修や、あるいはその新築建て替えなどの際に屋上に太陽光発電を上げたり、ご指摘のとおりサッシを二重にしたりということで、省資源化を意識した構造物の着手、建て替えなどを行っているようです。

四、五年前になりますけれども、柴田郡内の槻木中学校、ちょっと新しくなったんだっか、大規模改修だったか、学校を見せていただいたときに屋上に太陽光発電パネルが整備してございまして、校舎内の一角に現在どれくらい発電しているのか、電力の消費量はどのくらいなのかというのをモニターで見られるようになっておりました。それは理科の時間だったのですけれども、子供たちが見ながら天候や温度、そして自分たちの活動状況を見ながら、このくらい発電しているな、ああ、このくらい使用量を削減しているなんていう授業の様子を見せていただいたことがありました。

建物の改修のみならず、子供たちの気持ちの、省資源に向かう気持ちの育成にも大変役立っている施策かなと思っておりますので、昨日の議会、質問の答弁にございましたのと併せて検討していく価値は大きいのかなと捉えてございます。

○議長（眞壁範幸君） これで遠藤美津子さんの一般質問を終わります。

○議長（眞壁範幸君） 通告第5号、4番高橋義則君。

【4番 高橋義則君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 初めに、「困った町民のために専用相談窓口の設置を」について質問願います。

○4番（高橋義則君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い発言いたします。日本共産党、4番高橋義則です。よろしくお願いいたします。

最初に、町民のために専用相談窓口を、について質問いたします。

現在、コロナ禍もあり、様々な問題を抱える人が多い時代でもあります。現在は携帯、スマートフォンなどを使えば簡単に情報を取り出すこともできますが、高齢者にとっては簡単にスマホを検索できません。自分が今抱えている問題はどこで相談すればいいのか分からず困っている人が数多く見られます。そこで、次の点についてお伺いいたします。

役場でのいろいろな手続や相談できる各課の案内をするための専用の相談窓口を設置すべきと

考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 困った町民のための専用窓口、相談窓口の設置について、4番高橋議員の質問にお答えします。

役場で行う手続や町民が抱える様々な問題をどこに相談すればいいのか、専用の相談窓口を設置すべきとの質問であります。現在、役場に来られる方の相談については町民生活課で受け、その内容に応じて適切な案内を実施しております。

具体的な案内方法ですが、役場で行う手続の相談で、関係する課に行かないと解決ができない場合は来庁者を関係する課へ案内するようにしておりますが、相談内容を聞いてその場で対応できる場合は、関係する課の職員が役場庁舎1階の町民ホールに来て対応しております。

また、町民が抱える様々な問題についてであります。例えば架空請求などの相談については消費生活相談員、近隣住民とのトラブルなどに関しては無料の法律相談など、各種相談内容に応じた案内を実施しております。

これからも行政効率などを踏まえ、同様の対応を基本とし、また困っている来庁者を見かけましたら、窓口の職員が積極的に声がけをして親切丁寧な対応に心がけていきたいと思っております。ご理解願います。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。高橋義則君。

○4番（高橋義則君） ただいまの回答で、町民課が担当してその相談窓口を案内したりするということですが、町民の方々は、町民課がその受皿となる窓口になっていることを知らないで、どこにかけたらいいのかと悩んでいる方が多いと思います。専用窓口という考え方でいけば、別に窓口を設ける必要はあるのですけれども、もしそういうことをきちっと町民課の窓口で案内してくれるのであれば、広報できちっと、こういう問題が取られたときはこの専用窓口じゃなくても、町民課のこの電話にかければ対応してもらえるよというような内容での広報で中身をきちっと、町民に分かるように知らせしてほしいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（眞壁範幸君） 町民生活課長。

○町民生活課長（高橋和也君） 高橋義則議員のご質問にお答えいたします。

広報で周知したほうがいいだろうというご質問と承りました。相談内容に応じまして、町民生活課では来庁者に対して案内・誘導をしているというところがございます。その相談内容に関し

まして、やはり詳細な内容につきましては、電話とかで相談があった場合につきましては各課のほうに回してしまうというところがございます。そういったことも踏まえまして、広報でお知らせしてもいいとは思いますが、いずれその関係する内容につきましては関係課にご案内することになるかと思います。

例えば今回、9月号の広報にも掲載してございました相談事項、生活相談については生活相談、それから就労相談については保健福祉課、それから弁護士とかに相談する場合には弁護士というようなことで、個別の内容に応じて周知したほうが、町民のほうが相談しやすいことも考えられます。

いずれにしても、町長と相談しながら、どういうふうに掲載していったらいいかは今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） ただいま来庁者については町民課が窓口になって各課を案内するという話でしたけれども、電話で最初にその情報を得たいときは、先ほど広報にも載っていたということですが、総合的に全てのことについて1つの窓口で、町民課が窓口となり、いろんな情報を教えていただく、または手続の方法、この課に行けばこういうことが相談できるというような1つの大きな窓口で対応したら、町民は惑わずして、町民課のこの電話にさえすれば、何でもいろいろ受け入れてくれる窓口、相談電話、そういうことを行うことができないか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 川崎町のいいところは、やはり役場と町民の皆さんが密接なところですよ。やはり何か、私が町民であった場合、難しいことがあれば、やはり区長さんに相談するとか、民生委員の方に相談するとか、議員さんに相談するとか、そういった仙台市や東京などと違った面があると思います。そういった人たちにまず相談する、あと手続のようなことはやはり町民課のほうで窓口になるということで、正直、今職員、いろんなところに配属されて一生懸命仕事をしています。そういった中で専用窓口を任せられても、しょっちゅうそういった仕事に来るわけではないですし、結局のところ、そういった区長さんや議員さんに相談して、的確にあそこに行ったほうがいい、俺も一緒に行くからとか、民生委員の方やいろんな人たちがいて、的確に私も行くからとかという指示など、相談に乗ってくれる方がいるわけですから、今のところ、専用の窓口の必要は私的にはなく、まずは気軽に電話をしてもらえるような、やはりそれは高橋議員がお

っしやるように、広報の中でうまく町民の皆さんに周知していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 次に、コロナ感染時の支援について質問願います。

○4番（高橋義則君） 次の質問は、感染時の支援についてお伺いいたします。

8月中は、新型コロナウイルス感染が当町でも増え続けております。家族が感染すると濃厚接触者に認定され、生活用品などの入手が困難になります。保健所などでは食料支援などを対応しておりますが、必要なものが必要なときに届かない状況が続いていることから、親族や知人をお願いしているのが実情であります。特に高齢者世代にはきめ細かな対応が必要と考えます。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目、新型コロナ対応相談窓口を設置しているが、相談内容の現状は。

2点目、感染者に対する町の支援は。

以上の2点についてお伺いいたします。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） コロナ感染時の支援について、1点目の「新型コロナ対応相談窓口の相談内容の実情は」との質問であります。令和2年4月に町民の心身の不安の解消や各種助成金への手続の案内、そしてワクチン接種に係る情報提供など、町民に寄り添った相談窓口を保健福祉課に設置してから3年目を迎えております。この2年半で、新型コロナに関連した相談件数は2,600件を超えており、このうち約4割が、副反応やワクチンの種類、接種証明書の取得方法などのワクチン接種に係る相談でありました。4割がワクチン接種に係る相談でありました。

また、本年度はオミクロン株の蔓延を背景として、感染した方やその関係者から、保健所の連絡がなく、不安を訴える内容や、濃厚接触者の範囲と対応の仕方、あるいは検査方法の問合せなどが増えております。

このような中、多くの町民の皆様から、医学的な助言や精神的な不安へのアドバイスを求められており、精神面のサポートの重要性を感じているところです。

2点目、「感染者に対する町の支援策は」につきましては、高橋議員ご承知のとおり、現在の制度においては、新型コロナ感染者や濃厚接触者などの把握をはじめ、疫学調査、治療や療養支援あるいは日用品などの配付支援については、宮城県や政令指定都市の保健所が行うこととされております。

このことから、川崎町では住民に身近な存在としての的確な情報発信と窓口での相談や問合せの対応を基本とし、また保健所などの関係機関との連絡調整やつなぎ役を務めることで、引き続き町民の皆様をしっかりと支援してまいります。ご理解賜ります。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） この間の全員協議会の中で、制度上、いろいろその届出の部分が変わったりしたことがありました。それで、今、保健所が食料支援などをしてくれるということで、私も行政サポートセンターに電話をかけて聞いてみたのですけれども、かなりの人数の方々が食料支援を求めている、スムーズな配送がなかなかできないと。確かに川崎町の方というのは農家の方が多くて、食料をある程度自給して抱えて持っているものですから、あまり心配はないと思うのですけれども、高齢者の独り世帯の方々が、例えば食料が4日も5日も遅れた場合、何も食べるものがないのだと、支援してくれる人がいないのだと。そのとき、町としてそのつなぎ、来るまでの間に食料支援をするような体制ができないものかと思っています。町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤和彦君） 高橋義則議員の質問なのですが、宮城県の支援の間、支援が届くまでのタイムラグを何とかカバーできないだろうかという質問だと理解いたしました。

まずは先ほど来、答弁にもあったとおり、物的な、物質的な支援を求めるような声は当課には上がっていない現状であります。ただし、今おっしゃったように、高齢者世帯等でどうしても日用品、食料品等が不足している状況が切迫していることをこちらにご相談いただければ、社会福祉協議会等々とも連携して食料支援もできる体制を整えております。

なお、こういったコロナ禍もそうなのですが、災害時等においても、常に備蓄、非常食、そういったものを各家でも確保するよう啓蒙をしているところです。

以上です。

○議長（眞壁範幸君） 高橋義則君。

○4番（高橋義則君） 今までそういう相談はなかったということですが、逆に言えば、町民の方が町にそういう支援をしてくること自体が分からないために電話をかけないということもあると思います。やはり広報紙の中で、こういう場合は町でも支援していますと町民にお知らせするべきだと思いますが、その件についてお伺いしたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 食料なども配達してくれる制度、聞くところによると、すごい量が来ているというようなことも聞いています。県や保健所はその家庭の状況など、ある程度確認するのでしょうか、多くの食料が配達されてきている場合もあると伺っています。やはり町と県と役割分担が決まっていますから、どこまで我々が町民の皆さんに投げかけていいものかしつかりと確

認して、どこまで我々がやっていくべきなのか、そういった中でちょっと行ったり来たりになってしまうのですが、担当課長としては、現実的に町民の皆さんからいろんなお願いをされていないと。

先ほども申し上げましたが、今我々の町では何か困っていれば、やはり区長さんや隣近所の人や議員さんにストレートに言ってくれる状況になっていますから、そういったことも踏まえながら早期に検討して、どこまでやるか検討していきたいと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで高橋義則君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分とします。

午前10時53分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（眞壁範幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（眞壁範幸君） 通告第6号、2番遠藤雅信君。

【2番 遠藤雅信君 登壇】

○議長（眞壁範幸君） 関西電力株式会社による風力発電計画について質問願います。

○3番（遠藤雅信君） 2番遠藤雅信です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

関西電力株式会社による発電電力計画は、5月30日の計画発表から2か月で白紙撤回となりました。蔵王連峰の景観や環境、騒音や土砂災害などの問題で、当町を含む周辺自治体などから強い反発があり、事業継続は困難と判断したものです。

しかし、関西電力が開催した地元説明会では、町の税収は毎年1億から2億円が見込まれるほか、町内から複数の雇用があるなど、地元貢献の説明もありました。国からの地方交付税などに頼らざるを得ない当町にとりましては大きな財源であります。子育て支援や後期高齢者の充実などを図ることもできたのではないかと建設に賛成する住民も少なからずいたようでございます。

再生エネルギー事業の推進はこれから必要となります。もう少し時間をかけて、事業の縮小や工法の再検討など、住民を含めた官民が協力して最善の策を考えていく必要があったのではないかと考えております。そこで、町長に伺います。

1つ目は、町長やこれを扱う担当課に対して、この事業に賛成するというような意見はなかったのか。

2つ目は、町長が今回の計画に対して反対の意思を固めた大きな理由は何だったのか。

3つ目、テレビや新聞などで、再生エネルギー事業に対する町の条例を改正していきたいとの報道がありました。今町長が考える改正案について伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

【町長 小山修作君 登壇】

○町長（小山修作君） 関西電力による風力発電計画について、2番遠藤雅信議員の質問にお答えします。

1点目の「町長や担当課に対して、事業に賛成する意見はなかったのか」との質問ですが、地区説明会において、少数ではありますが事業に賛成する意見を表明された方もいました。また、少数ではあるものの、電話にて賛成だとの意見を表明する方もいらっしゃいました。なお、風力発電計画の白紙撤回後は、川崎町は再生可能エネルギーの必要性を軽視しているとの電話が複数ございました。

2点目、「町長が今回の計画に対して反対の意見を固めた理由は何か」につきましては、私は、8回説明会があったのですが、7回説明会に参加しました。その説明会の中で、日ごとに説明する人が変わったり、答え、同じような質問に一貫性がなかったりしたことで、事業を進めることができるのかという不信感が募りました。同時に、そのような事業者と信頼関係を築くことができるのかという疑問も抱きました。さらには、これから何十年も事業に関わることになる地域住民に寄り添った計画、言わば地域住民の立場に立った考えがなされていないとの判断をしたことにより、反対の意思を固めました。

3点目、「町の条例を改正していきたいとのことだが、町長が考える改正案とは」につきましては、令和3年4月1日より運用している現在の町の条例は理念条例であるため、行政の基本的な考え方、方向性を示すものであって、拘束力が強くありません。そのため、より拘束力を強めた内容にしたいと考えております。

例えば事業着手の前に町民に対して説明会を義務づけたり、事業をできない地域を厳格に示したり、さらに厳しい内容を考えております。これまでの条例では説明をなささいということで、「説明会」というような言葉は入っておりません。

しかし、電力の確保の重要性を鑑み、町民も事業者もできるだけ納得、妥協点が見いだせる内容にすべく、今年度中の改正を目指してまいります。引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（眞壁範幸君） 再質問の場合、挙手願います。遠藤雅信君。

○2番（遠藤雅信君） 町長も再生エネルギーの重要性を認識していると思いますが、平成30年に宮城県が公表している風力発電のゾーニングマップを見ますと、導入適正エリアが当町にもあるということが分かりました。事業者の考えもあるとは思いますが、私たちにとって蔵王連峰が特別なものだからということをよく説明した上で、そちらに誘導できなかったのかなと考えます。そういった話は出なかったのですか伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 遠藤議員の質問にお答えします。

正直、そういったお話があれば我々も説明しますし、また県のほうでも様々なトラブルにならないように、そういったゾーニングマップを作っているわけでありますから、事業者の方々もそれを参考にしてほしい、またそういったものが全然参考にされていないので、県の審査会の方々も、調べれば分かるはずだ、もっと勉強すべきなんじゃないかというような、スタートがそこにあっただと思います。

○議長（眞壁範幸君） 遠藤雅信君。

○2番（遠藤雅信君） 条例改正について確認なのですが、宮城県が太陽光発電施設の設置に関する条例を本年10月から施行とすると新聞の記事で見ました。この県の条例では、設置の禁止区域や事業計画や廃止の届出、維持管理の公表義務、県が必要に応じて指導や立入調査ができる内容となっております。町が考える条例も県の条例と同じ内容になるのか、それとも町独自の内容も含まれるのか伺います。

○議長（眞壁範幸君） 町長。

○町長（小山修作君） 遠藤議員の質問にお答えします。

県内でも様々、風力発電や太陽光の発電のことでトラブルがございます。もちろん事業者の方も一生懸命事業に取り組んでおりますし、県も対応しなければなりません。そういった中で、やはり県もトラブルを防ぐために2020年にガイドラインを設けました。

しかし、先ほどの理念条例ではございませんが、拘束力がないので、やはりなかなかうまくいっていなかったと。そこで、やはり遠藤議員がおっしゃるように、県のほうでは太陽光発電施設の設置に関する条例を今回制定して、施行になるわけであります。我々もそういったものはもちろん参考にさせてもらいながら、今回の対応で得た経験や皆様からの考えを基にして、川崎町なりの条例を考えていきたいと思っております。

いずれにしても、本当に太陽光発電、風力発電、必要なものですから、我々もそれを否定する

わけではなく、やはり一緒にやっていくためにはしっかりした条例をつくって、それに沿って事業者の方も来てください、我々も協力していきましょと、そういった点に立っていかなければならないと思います。

○議長（眞壁範幸君） これで遠藤雅信君の一般質問を終わります。

散会の宣告

○議長（眞壁範幸君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前11時22分 散会

上記会議の経過は事務局長佐藤文典が調製し、書記佐藤由弥歌が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員
